

官報 号外

昭和二十八年五月二十九日

第十六回 参議院會議録第七号

昭和二十八年五月二十九日(金曜日)午前十時三十六分開議

議事日程 第七号

昭和二十八年五月二十九日

午前十時開議

第一 裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件

第二 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十二日各委員会において当選した理事は左の通りである。

外務委員会

理事 藤川 頼貞君

同 佐多 忠隆君

同 曾根 益君

地方行政委員会

理事 石村 幸作君

同 堀 末治君

同 館 哲二君

法務委員会

理事 加藤 武徳君

同 宮城タマヨ君

同 龜田 得治君

労働委員会

理事 井上 清一君

同 田村 文吉君

同 田畑 金光君

建設委員会

理事 石川 榮一君

同 石井 桂君

同 三浦 辰雄君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

人事委員会に付託

少年院法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

大蔵省関係法律のうち期限等の定の

あるものにつき当該期限等を変更するための法律案

大蔵委員会に付託

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

同日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は即日これを承認した。

地方行政の改革に関する調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、調査の目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、治安の維持並びに消防、選挙等の問題について調査研究する。

一、利益 地方行政の改革に資することができる。

一、方法 政府、地方その他関係方面よりの意見聴取及び資料の収集並びに現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十二日

地方行政委員長 内村 清次

参議院議長河井彌八殿

建設行政に関する調査承認要求書

一、事件の名称 建設行政に関する調査

一、調査の目的 河川、砂防、道路、都市、上下水道、住宅、営繕及び災害復旧等主として建設省所管の行政及び各種建設事業並びに国土総合開発及び都市等の諸計画その他関連行政の事項について調査検討する。

一、利益 建設行政及び事業並びに国土総合開発等についてその実体を把握し、合理的且つ、総合的立場から治水、利水、交通、都市、住宅等の諸問題の対策を構立するとともに関係法令の改廃の検討に資する。

一、方法 広く関係官民から計画、実施、成果等につき意見を聴取するとともに現地視察、資料の収集等により調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十二日

建設委員長 石川 清一

参議院議長河井彌八殿

去る二十三日各委員会において当選した理事は左の通りである。

人事委員会

理事 宮田 重文君

同 千葉 信君

文部委員会

理事 木村 守江君

同 高木 正夫君

同 荒木正三郎君

同 入木 秀次君

水産委員会

理事 秋山俊一郎君

同 千田 正君

去る二十五日各委員会において当選した理事は左の通りである。

農林委員会

理事 長谷山行毅君

同 宮本 邦彦君

同 白井 勇君

同 小林 亦治君

予算委員会

理事 西郷吉之助君

同 高橋進太郎君

同 井野 碩哉君

同 森 八三三君

同 中田 吉雄君

同 永井純一郎君

同 堀木 鏗三君

同 木村勲八郎君

同 三浦 義男君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第一号)

昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第一号)

昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)

去る二十三日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣官房長官 福永 健司君

内閣官房副長官 江口見登留君

同 田中不被三君

法制局長官 佐藤 達夫君

同日内閣総理大臣から、内閣官房長官福永健司君外三名(前掲議長承認のとおり)をそれぞれ第十六回国会政府委

昭和二十八年五月二十九日 参議院會議録第七号 議長の報告

昭和二十八年五月二十九日 参議院會議録第七号 議長の報告

員に任命した旨の通知を受領した。去る二十六日各委員会において当選した理事は左の通りである。

厚生委員会

理事 大谷 登彌君
同 常岡 一郎君
同 藤原 道子君

通商産業委員会

理事 松本 昇君
同 加藤 正人君
同 三輪 貞治君
同 小松 正雄君

図書館運営委員会

理事 岡田 恒次君
同 野本 品吉君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案

大蔵委員会に付託
農産災害補償法の一部を改正する法律案
農林委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十八年度国会所管国立国会図書館暫定予算定経費要求書審査報告書

一昨二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員会

加納 金助君
長谷山行毅君
森田 豊彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

長谷山行毅君
森田 豊彦君

建設委員 加納 金助君
予算委員 大谷 登彌君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員 木村 守江君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

高良 とみ君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

横山 フク君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

常岡 一郎君
同日両院法規委員において当選した委員長は左の通りである。

委員長 白波頼米吉君
同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会 理事 上原 正吉君
同 長島 銀藏君
同 竹下 豊次君

大蔵委員会 理事 西川 甚五郎君
同 小林 政夫君
同 菊川 孝夫君
同 松永 義雄君

運輸委員会 理事 入交 太蔵君
同 重盛 壽治君
同 井村 徳二君

経済安定委員会 理事 高橋 衛君
同 吉米地義三君
同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

農産災害補償法の臨時特例に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

厚生審置置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
保安庁職員給与法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託
大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律案
昭和三十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案
昭和三十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
少年院法の一部を改正する法律案
外国人登録法の一部を改正する法律案
法務委員会に付託
国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
通商産業委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件 外務委員会に付託
去る二十二日労働委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日これを承認した。

労働情勢一般に関する調査承認要求書
一、事件の名称 労働情勢一般に関する調査
一、調査の目的 国際労働問題、失業情勢及びその対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究する。

一、利益 労働対策に必要な労働関係諸法規の改廃制定に寄与する。
一、方法 政府、労働者、使用者、半職経験者等の出席を求めて意見を聴取し、資料の提出を求め、又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十二日
労働委員長 栗山 良夫
参議院議長河井彌八郎
去る二十三日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日これを承認した。

水産政策に関する調査承認要求書
一、事件の名称 水産政策に関する調査
一、調査の目的 現下の水産関係諸問題を合理的科学的に調整打開し、強力なる政策を確立するため本調査を行う。

一、利益 海面、内水面の諸漁場を復興し、水産物の増産を図り、わが国における不可欠の蛋白質給源である魚類を確保し、産業の発展に寄与する。
一、方法 官庁、公共団体、民間団体及び民間有識者等から意見を聴

取すると共に資料の収集及び現地調査等を行う。
一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十三日
水産委員長 森崎 隆
参議院議長河井彌八郎
教育、文化及び学術に関する一般調査承認要求書
一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する一般調査
一、調査の目的 教育制度、教育行政、文化財保護及び学術等の諸問題を具さに調査研究することを目的とする。

一、利益 教育、文化及び学術について諸法の必要な改廃制定に寄与することができる。
一、方法 関係官民より説明を聴取し、参考資料を要求し、又必要に応じて現地に実情を調査するため議員を派遣する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十三日
文部委員長 川村 松助
参議院議長河井彌八郎
国会公務員の給与問題に関する調査承認要求書
一、事件の名称 国家公務員の給与問題に関する調査
一、調査の目的 国家公務員の給与問題に関し、適正なる解決をはかり、もつて公務の民主的能率的運営を促進する。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件 外務委員会に付託
去る二十二日労働委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日これを承認した。

物品税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件 外務委員会に付託
去る二十二日労働委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日これを承認した。

物品税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件 外務委員会に付託
去る二十二日労働委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日これを承認した。

一、利益 国家公務員に関する適正な給与制度の確立に寄与する。

一、方法 各方面の關係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地の実情を調査する。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和三十八年五月二十三日

人事委員長 村尾 重雄
参議院議長河井彌八郎

一、事件の名称 公務員制度に関する一般調査

一、調査の目的 公務員制度についての各般の根本基準を確立するため人事行政に関する諸問題を調査する。

一、利益 適正な公務員制度の確立に寄与する。

一、方法 各方面の關係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地の実情を調査する。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和三十八年五月二十三日

人事委員長 村尾 重雄
参議院議長河井彌八郎

去る二十五日農林委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日これを承認した。

農林政策に関する調査承認要求書

昭和三十八年五月二十九日 参議院會議録第七号 議長の報告

一、事件の名称 農林政策に関する調査

一、調査の目的 農林生産の増強を図ることは自立経済確立の根本要件である。よつて農林業の発達振興に關して時運に即応した適切な政策を樹立し、これが強力な実効を促進する資とするため本調査を行う。

一、利益 農林業の発達振興に寄与し、自立経済の強化確立に資する。

一、方法 官庁、公共団体、民間団体及び民間有識者等から意見を聴取するとともに資料の収集及び現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和三十八年五月二十五日

農林委員長 片柳 眞吉
参議院議長河井彌八郎

去る二十六日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日それぞれこれを承認した。

社会保障制度に関する調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度に関する調査

一、調査の目的 社会保障制度の確立が現下の最も重要な問題であるのにかんがみ、社会保障制度に関する各国の事例及び我が国の複雑な現行制度等の検討を行い、日本の実情に即した理想的社会保障制度を創案してその立法化に資する。

一、利益 社会保障制度を速かに完成し、もつて国民生活安定の基礎を確立することが出来る。

一、方法 關係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和三十八年五月二十六日

厚生委員長 堂森 芳夫
参議院議長河井彌八郎

通商及び産業一般に関する調査承認要求書

一、事件の名称 通商及び産業一般に関する調査

一、調査の目的 最近の國際情勢に伴うわが國經濟政策樹立の要請に基き、通商情況及び産業情勢を全面的に検討する。

一、利益 貿易及び産業に関する法案審査に資するとともに經濟自立体制確立に寄与する。

一、方法 政府、各産業団体、各企業及び学識経験者並びにその他關係者の出席を求めて説明又は意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて關係諸施設を視察する。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和三十八年五月二十六日

通商産業委員長 中川 以良
参議院議長河井彌八郎

去る二十七日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は即日それぞれこれを承認した。

運輸一般事情に関する調査承認要求書

一、事件の名称 運輸一般事情に関する調査

一、調査の目的 陸運、海運、航空、観光並びに氣象業務の実情を調査し、運営及び組織等の改善強化に資するため。

一、利益 陸運、海運、航空、観光並びに氣象業務の運営及び組織等の改善強化に寄与する。

一、方法 政府並びに民間關係者より実情を聴取するとともに資料を収集し、且つ必要に応じて現地調査をなし、検討を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和三十八年五月二十七日

運輸委員長 前田 穰
参議院議長河井彌八郎

日本經濟の安定と復興に關する調査承認要求書

一、事件の名称 日本經濟の安定と復興に關する調査

一、調査の目的 内外情勢の變化に伴い、日本經濟の自立体制確立のための諸方策の実施状況とその実施諸条件に關し調査研究する。

一、利益 經濟諸施策の推進に資し、日本經濟自立体制の確立に寄与する。

一、方法 政府及び民間關係者から説明又は意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和三十八年五月二十七日

運輸委員長 前田 穰
参議院議長河井彌八郎

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和三十七年度第三・四半期中における予算使用状況報告書

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員に宮島清次郎君を任命したので日本銀行法第十三条ノ四の規定により本院の同意を求めるとの要求書を受領した。

昭和三十八年五月二十七日

經濟安定委員長 早川 慎一
参議院議長河井彌八郎

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和三十七年度第三・四半期中における予算使用状況報告書

同日内閣総理大臣から、日本銀行政策委員会委員に宮島清次郎君を任命したので日本銀行法第十三条ノ四の規定により本院の同意を求めるとの要求書を受領した。

昨二十八日各委員会において当選した理事は左の通りである。

電氣通信委員会

理事 島津 忠彦君
同 久保 等君

郵政委員会

理事 中川 幸平君
同 柏木 康治君

決算委員会

理事 長谷山行毅君
同 松平 勇雄君
同 島村 軍大君
同 大倉 精一君
同 菊田 七平君
同 平林 太一君

同日委員長から左の報告書を提出した。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

少年院法の一部を改正する法律案可決報告書
外国人登録法の一部を改正する法律案可決報告書

一昨二十七日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

法務政務次官 三浦寅之助君
外務政務次官 小瀧 彬君
大蔵政務次官 愛知 揆一君
文部政務次官 福井 勇君
厚生政務次官 中山 マサ君
農林政務次官 篠田 弘作君
通商産業政務次官 古池 信三君
運輸政務次官 西村 英一君
郵政政務次官 飯塚 定嗣君

労働政務次官 安井 謙君
建設政務次官 南 好雄君
行政官理政務次官 菊池 義郎君
北海道開発政務次官 玉置 信一君
自治政務次官 青木 正君
保安政務次官 前田 正男君
経済審議政務次官 深水 六郎君
首都建設政務次官 木村 守江君
大蔵省主計局長 正示啓次郎君
同 石原 周夫君

内閣総理大臣 三橋 信一君
官房会計課長 中原 煥君
国家地方警察本部 給務部会計課長 西原 英次君
皇室経済主管 廣野 寛君
調達庁総務部会計課長 谷 寛君
北海道開発庁 企画室主幹 山中 一朗君
保安庁経理局長 窪谷 直光君
経済審議庁総務部会計課長 塚本 茂君
法務大臣官房経理部長 天野 武一君
大蔵大臣官房会計課長 高野 藤吉君
文部大臣官房会計課長 木村 秀弘君
厚生大臣官房会計課長 小林 行雄君
農林大臣官房会計課長 堀岡 吉次君
通商産業大臣官房会計課長 増田 盛君
運輸大臣官房会計課長 及川 逸平君
郵政省経理局長 佐方 信博君
労働大臣官房会計課長 百田 正弘君
建設大臣官房会計課長 斎藤 常勝君

同日内閣総理大臣から、法務政務次官三浦寅之助君外三十六名(前掲議長承認のとおり)をそれぞれ第十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第一、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員辭任の件を議題といたします。小野義夫君、松永雄雄君から裁判官彈劾裁判所裁判員を、三橋八次郎君から同予備員を、それぞれ辭任したい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に高橋進太郎君、中山福藏君、龜田得治君、小林亦治君、一松定吉君を、同予備員に深川タマエ君、加瀬完君、三好英之君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて本件は同意することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて本件は同意することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて本件は同意することに決しました。

○田畑金光君 私は只今の岡田宗司君の動議に賛成いたします。

○藤原(河井)八君 岡田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤原(河井)八君 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君 私はここに、内灘の試射場そのほか浅間山麓、妙義山麓等、アメリカ軍の演習地の問題につきまして、政府に緊急質問をいたします。

昨年の秋、アメリカ軍当局の要求によりまして石川県河北郡内灘村に試射場を設置しようとした際に、地元村民を初め石川県民の間に、これに對しまして激しい反対運動が起つたのであります。政府は反対運動の猛烈なのに懼てまして、岡田出身の國務大臣林屋龍次郎君を派遣いたしました。反対者を慰撫し、地元村民に設置を納得させようとしたのであります。その際、林屋氏は、閣議の決定に基づきまして、見舞金として一戸当り五万円、異例でございます。一千戸分として五千五百万円を支払い、更に道路建設費等といったして二千万円を支出すること、試射場使用の期限を四月月に限ること等を条件として交渉いたしました。反対を押し切りまして、内灘村に試射場を設置したのでございます。地元の方は四月月間というのでござらぬまづたのであります。この四月月間ということは、昨年の十二月二十三日の本院予算委員会におきまして、私の本問題に關する質問に對しまして、林屋氏はその旨をばつきり言明しておるの

であります。これは林屋氏個人の意見としてではないのであります。政府の公式の答弁としてなされたものであります。政府が約束いたしました四月月間の期間は、この四月三十日を以て満了したのであります。従つて政府は約束通り試射場を廢止して、土地及び海面を直ちに元通り村民に使用させるのが当然であるにもかかわらず、政府は、アメリカ軍当局、砲彈製造業者等の要求によりまして、繼續使用の腹をきめたらしく、直ちに解除せず、一ヵ月間の猶予期間を置きまして、この間に村民等に交渉いたしました。繼續使用の承諾を押し付けようとしておるのであります。この試射場設置によりまして直接甚大な損害をこうむつておる内灘村民並びに隣接町村民は言うに及ばず、石川県民は、政府が約束を破りまして繼續使用を押し付けようとする態度に憤り、又將來の不安におびえまして、全県挙げて猛烈な反対運動を展開しておるのであります。そのため

に、知事、県會議員、地元代表、婦人會代表、労組代表が大挙上京いたしました。連日政府に反対陳情を行なつておることは御承知のことです。

而してこの反対運動は、補償金をもつと出せというような含みを持つた運動ではないのであります。政府が公約通り四月月で使用を打ち切り、再度使用せしめないことを求める運動なのであります。政府は何も躊躇することはないのであります。政府は、ばつきり約束したのでありますから、アメリカ軍当局に向つて、今後内灘を使用し得ない旨を通告すればよろしいのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)す

でに使用前にこの設置のいきさつはアメリカ側にも知らせてあり、又アメリカ側においても四月月間だけであるといふことはすでに知つておるはずなのであります。然るに岡崎外相は、去る二十五日上京いたしました代表者たちが随情に参りました際に、日本はアメリカ軍に防衛してもらつておるのだから試射場を提供することは仕方がないと、暗に繼續使用をほめかし、極めて冷淡な態度をとつておるよう聞いておるのであります。

そこで私は岡崎外相に對しまして、次の点について明確な答弁を承わりたいのであります。

第一に、政府は先に使用期限は四月と約束したが、この約束をみずから破つて、アメリカ側の要求に従つて内灘村試射場をアメリカ軍に今後も引續き無期限に使用させるつもりであるかどうか。なお聞くところによりまして、今日閣議においてこの問題をきめて、六月一日から使用再開という話も聞いておりますが、果して使用再開を強行するかどうか。この点の明確なる御答弁を願ひたいのであります。

第二に、県民の反対運動は極めて猛烈でございます。六月一日まであと三日しかございません。この間にこの人と話合つて繼續使用を承諾させることは、先ず不可能と言わなければならぬのであります。説得が不成功の場合には一体政府は如何なる措置を講ずるつもりであるか。これは全く私どもには理不尽極まる方法だと思つておるのであります。一体強制取用をやつて繼續をするつもりであるかどうか。

第三にお伺いしたいのは、内灘村試射場の使用が四月月の期限付であることは、アメリカ側もその使用開始當時

すでに了承しておるところと思つたのであります。それ故に、四月三十日以降は射撃を中止しておるのであります。今使用しておるものを突然断つたのではなくて、たとえアメリカ軍や砲彈製造業者の要求があつたにいたしまして、政府は公約に基いてきつぱり断つて然るべきであります。然るに岡崎外相は、國民との公約を無視してもよい、地元民に補償金を出せば何とかなるだろう、併しアメリカ軍や兵器製造業者の要求には従わなければならぬと考へておられるように見えるのであります。若し「そうだ」としたら、これは

獨立國の外務大臣のとるべき態度とは言えないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 卑屈極まる露國根性まる出しと言われても仕方がない。(拍手) 一体、岡崎外相は、政府の公約、國民の生活とアメリカの要求と、どちらを重く見られておるのであるか。この点、ばつきり御答弁を願ひたいのであります。

第四に、獨立後にいへども、行政協定に基いて、アメリカ側は日米安全保障條約に示されておるいわゆる施設及び区域を次から次へと要求して来ておるのであります。飛行場、演習場、試射場の設置や拡張が要求され、だん／＼にさういふものが殖えて行つております。今のままですと、要求を容れて認めて行くならば、それこそ日本中アメリカ基地ならざるはなしといふことになつてしまつたのであります。一体、アメリカ側のこの軍事施設、基地等の拡張要求に對しまして、政府は如何なる態度で對処して行くのか。お伺いしたいのであります。占領時代より殖えて行くといふこ

とは以てのほかでございます。占領時代より漸次減らして行く方針をとるならば、まだ話がわかつておるのでありますけれども、政府はアメリカの要求をだん／＼と容れておるよう見え、どうも一定の方針がないようであります。政府は占領時代よりも軍事施設及び基地を減らす方針なのか。或いは向うの要求があれば仕方がない、殖やして行くというお考えであるか。この際その点をばつきりして頂きたいのであります。

外務大臣に對する質問はこのくらいにいたしました。次に農林大臣にお尋ねしたい。

今アメリカ軍当局から、縣井沢、浅間山麓或いは妙義山麓或いは青森県の岩木山麓と、非常に広い面積を演習地その他に使用することを要求しておるのであります。このために各地でいろいろな問題が起つておりますが、なお、このほかにも、もつと／＼と皆さんの要求があると私は思つております。昨年四月二十八日以降、新たに軍事施設及び区域の新設拡張のために、どの地方とどの地方が要求されておるか。而もその面積はどのくらいになつておるか。又それによつて農漁民等がどのくらい影響を受けるか。又これに對して政府はどの程度すでに承諾をしておるのか。この点について具體的の説明を願ひたいのであります。又浅間山麓とか或いは妙義山麓、岩木山麓、その他、今日問題になつております地域に對しまして承諾をするつもりであるかどうか。大体もう調査研究は済んでおるはずでありますから、調査研究中だなどといつてごまかしの答弁はして頂きたくない。ばつきりした御答弁を願ひたいのであります。

昭和二十八年五月二十九日、參議院會議録第七号 内灘及び浅間山麓等演習地に關する緊急質問

ります所がたゞさんごいですが、これは政府としては早急にアメリカ側に對して使用を許可するつもりであるかどうか。とにかく日米安全保障条約もある以上は、どん／＼と提供しても仕方がないという考え方であるように思われるのであります。この残つております所に対して、どういふ方針で臨まれるのか。はつきり御答弁を願ひたいと思ひます。以上。(拍手)

○國務大臣(精方竹虎君) 御答をい
たします。

内閣の試射場につきまして、現地又は石川県の厚田局等と折衝いたしました。既に田澤に話が進みましたが、六月一日から実施することは困難であらうと考えております。

それから、強硬な手段をとるかというお話でありましたが、これはできるだけ理解の下に強硬な手段をとりたくないと考えております。(拍手)

○國務大臣(岡崎勝男君) 日本に米軍が駐留することが止むを得ぬとしますれば、「止むを得ぬことはないよ」と呼ぶ者あり。これに対する訓練その他のため必要とするものは、これは提供しなければならぬ理窟になりま

す。ただその場合におきましても、先ほど申し通り、我々が調べましても絶対必要である、こう考えるものだけを提供いたしました。それ以外は許さぬつもりであります。(拍手)「絶対なんということがあるか」と呼ぶ者あり

○國務大臣(河井彌八君) 岡田宗司君。岡田宗司君。また時間が残つており

ますので、再々質問をいたします。○國務大臣(河井彌八君) まだ残つておりますから、御答願ひます。

○岡田宗司君(河井彌八君) 拍手

○岡田宗司君 今の精方副総理のお話ですという、協定が調わないときには、これは強制的にやるということに裏に含んでおられるのであります。が、「そらだ」と呼ぶ者あり。それで、お伺いしたことをお伺いした

次に岡崎外務大臣の御答弁を伺つておるといふ、どうしても提供する義務がある、こういふふうに言われておるのでありますけれども、その場合において、国民の生活に對してどれだけの影響を及ぼすかということについて、十分な注意が払われておらんように思ふ。例へば内閣試射場の問題につきましては、何か海上或いはどこか無人島等に置きまして、人のいない所で以てやるようなことをお考えになつておらんのかどうかということをお伺いしたいのであります。

○國務大臣(精方竹虎君) 政府といたしましては、誠意を以て、事情を尽して話をすれば、必ず私は理解を得ると、了解を得ると考えております。「そんなこと違う」理解を得るといふことじやない、できない場合はどうするかということをお伺いしておるのだよ」と呼ぶ者あり

○國務大臣(岡崎勝男君) 只今海上でというお話でございますが、これは弾丸のよしあしを調べるのでございまして、それによつて納入をきめるのでありますから、海の中へ射つてしまつて

は目的を達しないのであります。今、無人島というお話もありましたが、これは日本中を実は殆んど、大げさに言

えは限なく歩いて探したのであります。その結果、適当な所が、無人島等には見付からなかつたのであります。

○國務大臣(河井彌八君) 戸叶武君

○戸叶武君 私はこの際、凍霜害対策に對する緊急質問の動議を提出いたします。

○矢崎三善君 私は只今の戸叶武君の動議に賛成いたします。

○國務大臣(河井彌八君) 戸叶君の動議に御異議ございませんか。

○國務大臣(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて戸叶君の発言を許します。

○戸叶武君 私は日本社会党を代表して、凍霜害被害対策に對して、以下数点に亘り農林大臣並びに大蔵大臣に御答弁をお願いいたします。この問題は全国の農民に關係がある問題であり、全農民が全身を耳にして聞いている問題であります。故に、政府は誠意を以てお答えして頂きたい。

今回の凍霜害の被害は、その範囲の廣大さと被害の甚大なる点で、最近の記録にない大災害であります。現在において未だ不可抗力とされて自

然界からの脅威としてこの大災害に對し、政府は食糧自給の重要性に鑑み、速やかに罹災農民の困窮を救済せねばなりません。それと同時に、この一大試験に直面して、日本経済自立の基盤をなす我が國農業生産の安定と向上の

ために、凍霜害被害に對して恒久的対策の樹立をなすべきであると信じます。各党では、先般凍霜害対策特別委員会の合同委員会を開き、政府に對し六億円の予備金を支出せしむることを申合せいたしました。政府も大体これを了承したと思ひますが、政府の見解はどうか、それを承わりたい。

これに就いて、最近全國農業委員会協議会凍霜害対策緊急協議会で、応急対策の助成処置として十五億九千万円の要請を行なつております。我が党は取りあへずの緊急措置として、先ず六億円の支出を政府に要求いたします。併し調査の結果、被害高により十億乃至十五億の支出もこの際必要なりと思ひますが、これに對し農林大臣は如何よ

うに考えておられるか。聞くところによると、農林当局の要請がなか／＼大蔵当局に容れられないとのことであるが、問題が緊急にして且つ重大であるから、如何なる点が大蔵当局の承認しがたい点か、又如何なる点に大蔵、農林両当局の主張に食い違ひがあるか、大蔵、農林両大臣からその真相を承わりたい。特に支出を渋つていると伝えられて大蔵大臣は、日本経済再建の基礎をなす農業振興と、これと密接な関連性のある農業災害救護に對する予算的措置をどう考えているか。この際その所見の開陳を望みたい。

又内田農林大臣は、実業界の出身でありながら、農業政策の重要性を痛感して農林大臣を引受けられたものと想像するが、従つて、ややもすれば他の重要産業に比較して冷遇されがちな農業生産の擁護並びに高揚のため、この問題に關しては大蔵当局を説得し得るとの信念を抱かれておることと思ふ

が、この際これに對する見直しを語つて欲しい。

第二点。我が党は議員立法として、損失補償、利子補給を内容とする凍霜害融資臨時措置法の制定を求めておる。この法律は、昨年十二月二十九日に制定せられたオホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法と同様の性質を持つものである。この立法の進行と脱み合せ、更に各都道府県をして營農資金の貸出を行わしめんことを要請する。その方法は県債連預託の形をとるべきものであり、なお又財政的弱体府県及び被害額の過大な府

県に對しては、当然に、特別平衡交付金、起債認可その他の方法で援助すると思はれるが、この点は政府はどう考えておられるか。

第三点。被害調査の正偽を期するために委員を派遣して調査し、被害を最小限度に食いとめるための対策及び指導を強化し、農業技術員等に活動に必要な手当をなし、病虫害の防除費、更に速効性肥料の購入費助成、及び所得税その他において農民の生産意欲を阻害することのないよう考慮を払うべきであるが、これに對する対策如何。

我が党としてこの際特に強調したいのは、凍霜害の災害に對する応急処置のみにとどまることなく、禍を転じて福を招くの精神を以てこの際恒久対策樹立を要望するものである。即ち農業災害補償法の根本改正がその一つであります。現行の農業災害補償法は、その第一条に、「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資すること

をなす我が國農業生産の安定と向上の

昭和二十八年五月二十九日 参議院會議録第七号 凍霜害対策に対する緊急質問

を目的とする」と語つております。然るに第二條で、「農業災害補償は、農業共済組合の行う共済事業、農業共済組合連合会の行う共済事業及び政府の行う再保険事業とする」と規定しております。これは、名前だけは農業災害補償法であるが、その実体は単なる農業共済保法に過ぎない。農業災害の補償は、今や農民や農業団体の責任というよりは、国家の責任においてなされるべきであります。農業災害は社会保障制度の一環として、国家がこれを補償する当然の義務があります。これなくして真の福祉国家の完成はあり得ないものであります。英国の社会保障制度においても、災害補償が重要な地位を占めておることは御承知の通りであります。この根本問題に直面して、農林大臣はこれを断行する決意或いは準備又は意欲があるかどうか、この際、承わつておきたい。

もう一つは、農業氣象観測制度の確立により未然に災害の防除を図ることであるが、政府が断行する意思があるかどうか、これは直ちに実行できると思ふがどうか。災害を天命としてのみ諦めるところなくして、近代科学の力でこれを予防し食いとめる努力こそ、政治の力で行なわれなければなりません。災害の悲劇を乗り越えて、打ちひしがれている農民に生産意欲を巻き起させる政策の躍動こそ、目下の急務であります。世間一般から、自由党政府は金融財閥及び独占資本のみに奉仕し、農民に対して冷淡であるとの批評を受けている際、(ノー／＼と呼ぶ者あり) 実業界及び政界の苦勞人である内田農林大臣から私の質問に答へることにより、未曾有ともいふべき農業災害に対し政府は如何なる対策を講ぜられんとしているか、この議場を通じて全国農民諸君に明瞭にお知らせを願ひたい。これを以て私の質問といたします。

な長時間が余つておりますから、再開をいたします。(拍手)
○國務大臣(内田信也君) 答へ申上げます。

霜害につきましては、非常の心配をもちまして、その実情の調査即ちどのくらいの損害があつたか、又その面積がどうであつたかといふことを調査いたしましたけれども、なか／＼これが変化を来すので、その真相の把握に困難を加へました。漸くその数字が、これならばといふ数字が得られましたので、目下只今お話し通り大蔵当局と日々折衝を重ねておる次第であります。一方では只今の御質問中にもありました災害補償法案の一部改正法律案も今提案されておることでありますから、これによつて春先の補償金支払もやることができるとなおりますから、併せてこの災害に対する措置を講じたいと思つておる次第でございます。すでに各党で御協議相成りましたので、上上げれば、却つて限られたる御質問の時間を私が妨害することになりまして、(ノー／＼)詳細に省略いたします。(ノー／＼)詳細にお願いいたしますと(呼ぶ者あり)そこを申上げますが、却つて時間を潰してはいかんとする私の考えでございます。それで、その金額は、只今も各派の御意見は六億に近い数字と聞いておりますので、目下それについて大蔵当局と折衝しております。近々、本當局に近々これが妥結できると私は信じて熱心に交渉を重ねておる次第でありますから、これが見通しといふことにつきましては、これが先々にきまるものならば見通しを申述べざる必要もありませんが、もう一兩日で済むものを

ここで見通しを申上げるならば、却つて折角とまりかかつておるものを壊しては農民諸君に相済みと考へますから、これは申上げないのと考へます。(おかし)「この通り」と呼ぶ者あり)私はとめるのが目的で、私がそれをただ先走つて申上げて話を壊すことが目的ではございません。(了解)「その通り」と呼ぶ者あり)

それから災害補償の法律の問題、これは実にお言葉の通り重大な問題でありまして、これを自由加入にしろ或いは國家補償にしろといふ根本問題があることは耳にし、又私も承知しておりますが、今日補償法案が今改正法律案が出ている際でございますから、この限られた時間でこれを論じ始めたならば、これだけで以て時間は三人分も四人分も取られることに相成りますから、いずれこの法律案の委員会において御説を承わりたいと思ひます。なお、天災を予知する設備等につきましては、私も誠に御同感で、その処置はしなければならぬものだと考へております。(拍手)
○政府委員(愛知操一君) 今回の凍霜害は、六十数年に一回といふような誠に異例な現象でございますので、大蔵当局といたしまして、災害の勃発当初から現地の調査その他に鋭意努力をいたして参りました。その結果、只今農林大臣からお答えがございまして、大體本日本中に全部の結論をまとまして政府の措置を決定することにしたとしておられます。その考え方、私ども財政当局の考え方としては、六億とか五億とかいふような枠で縛るといふ考え方ではございませんで、具体的に検討いたしました。これを積み上げて筋を通して参りたいというので、鋭意研究して参つたわけでございます。従つて、その成案を得る過程におきましてはいろいろの意見がございまして、農林省との間にもいろいろと意見の食い違ひはございまして、大體これはとまりません。たが、大體これはとまりません。結論をすて得た申上げてまいり段階でございまして。金額的には、只今の現在集め得る限りの資料に基きましたものを基礎にいたしますと、大體五億八千九百万円、各党の霜害対策委員会の結論とおおむね同じ程度の総額に相成るわけでございまして。内容につきましては、例えば速効肥料代の補助並びに融資、病虫害の防除費の補助と各種の補助或いは融資、共同飼育施設費の補助、技術指導員特別手当の補助或いは融資、災害融資の利子補助、試験研究調査費等、こゝろいろいろな内容の項目でございまして、只今申しました通り、大體五党共同の研究の結果を尊重いたし、且つこの線に沿うものと私は確信いたしております。(農林大臣はどうしたのだ、はつきりわかつておるじやないか、農林大臣の口から聞きたい)「呼ぶ者あり、拍手」

「戸叶武君発言の許可を求む」
○議長(河井彌八君) 戸叶君。
○戸叶武君 再質問いたします。
○議長(河井彌八君) どうぞ。
○戸叶武君 只今農林大臣並びに大蔵次官から説明を拝聴いたしました。大蔵当局の説明のほうがこの災害問題に対しては極めて具体的な御説明がなされておるのにもかかわらず、(その通り)と(呼ぶ者あり)農林大臣からは極めて抽象的に(落着)と(呼ぶ者あり)あいまの御答弁であつては、農民が極めて失望されると思つては、(拍手)特に内田農林大臣は、時間を潰しては非常に困るからといふような御態度を申しておりますようでありまして、国会における国会議員の質問に

対して、農林大臣がこれに対して明らか答弁をすることは何ら遠慮を要しないものであります。(その通り)「呼ぶ者あり」明確なる御答弁をお願いいたします。特に大蔵当局との折衝が極めて困難であるといふことは、新聞にも伝えられ、世間一般が憂慮しておるところであります。吉田外交は秘密外交を以て生命といたしておられますが、せめて内政上においても秘密を排して、国会においては率直に国会議員にその真意のあるところを訴えて行くといふ態度がなければ私は困ると思ひます。(拍手)そういう意味合いから、又今回の農業災害に關連いたしまして、我々が農業災害補償法の今の低調な法制を、社会保障の一環としてまで発展させたいといふ要望を持つておるのでありますから、その点に關しましても政府当局の意のあるところを承わりたい、こゝろ思ひます。(農林大臣答へ)「簡単々々」時間あるぞ、農林大臣が答弁するのが義務だらう」と呼ぶ者あり、拍手)
○國務大臣(内田信也君) 只今私の答へが、数字を具体的に申上げないで、むしろ大蔵政府委員の御答弁が具体的に数字を申上げたから怪しからんといふような御口吻を承わりましたけれども、農林大臣といたしましては、少しでも多額に大蔵省に支出を承諾させよう、こゝろいふ吐がありますので、これを譲歩したらばこゝろなるとか、これを出資金に振替えて利子の補給にしたらどうなるかといふことについて、只今までも、この廊下でも小笠原大蔵大臣と折衝を重ねておるのであります。最後の案になつておらない。そこで大蔵大臣と別れたのでございまして、故に、私はもうすぐきまるものを、それを下に私が農林大臣と大蔵大臣で折衝したものを、(要求額だけ

言えし呼ぶ者あり)それを先へおちまけてしまつて、又事務局の衝突でも来たしては、とんだ迷惑を農民にかけると、こう考えますが故に、金を出すのは大蔵省のほうが出すのですから、大蔵省のほうが出すのはわかつておるのですから、私のほうでは取るほうです。それから、そういうわけで私は数字についてそう申上げたのであります。御見解は御自由でございます。(拍手)

〔森崎隆君発言の許可を求め〕
○議長(河井彌八君) 森崎隆君。

○森崎隆君 私はこの際、第三海洋丸事件につきまして緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○田畑金光君 私は只今の森崎隆君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 森崎隆君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。森崎隆君の発言を許します。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 私は日本社会党第四控室を代表いたしました。去る三月フイリピンに拿捕されました第三海洋丸事件につきまして、政府当局、特に外務大臣にお尋ねを申上げたと思ひます。こういう問題は、本来ならば政府御当局に全面的に信頼を申上げた上で、こういう場所を借りましてわざと御質問を申上げる必要もないのでございませうが、遺憾ながら現段階における私たちといたしましては、過去の実績に徴しまして、現政府、特に閣外外交に對する我々の信頼感、どうしてても正式の場においてこういう問題を取上げてはつきりしない御答弁を頂いておかなければならぬ程度のものであります。遺恨ながら申上げておきたいと思ひます。(拍手)

門和二十八年五月二十九日 参議院會議録第七号 第三海洋丸事件に関する緊急質問

先ず、一私私が聞き知つておりまする範圍におきまして事件の概要を申上げたいと思ひます。第三海洋丸という船は約百五十トンの「かつ」を漁船でございまして、鹿児島島の北元水産工業株式会社に所属いたしております。去る三月の四日、本船は五十七名の乗組員を乗せまして鹿児島を出帆、一路南下をいたしました。同月十日午後二時、北緯二十度二十五分、東経百二十一度三十五分、即ちフイリピンのパタン島の二百六十度、二十哩の海上にて操船航行中をいたしました。その折、フイリピンの警備艦C二十七号が接近して参りまして、威嚇発砲を受けました。領海侵犯の理由を以ちまして、パタン島のバヌに進行されて取調を受け、更に、マニラの迷航不可能の故を以て、三月十五日の北緯二十度の北緯あるサンビセンテに同航を命ぜられました。そのとき洋燈破損を命ぜられました。御承知の通り、「かつ」を漁船とするための餌が水が濁ると死にますので、その理由を申上げて、暫く沖合を回航して参りたいという申入れに對しまして、衛兵が許可いたしましたので、回航いたしておりましたところ、フイリピンの大砲から発砲を受けました。船体に損傷を受けましたが、幸いに人命に損害がなく、直ちに回航を中止いたしました。その岸壁に着きました。甲板に乗組員殆んど全員を一列に並べまして、ここでのお銃の床尾板を以て殴打されました。更に若干の者は拳を以て周囲より打撲を受けまして、更に天測時計、釣具等を持って行かれたのであります。引續きまして同船の無線機及びエンジンの部分品を陸上の倉庫に上げるという命令を受けまして、その通りいたしました。これによつて日本内地との通信が断絶されました。翌十六日には、打撲のため腰、肋骨等に重傷を受けました。

者、即ち働けない者だけを殺しまして全員上陸を命ぜられました。フイリピン軍のドラム隊の運搬役に使われました。二十一日に至りまして、やつとマニラから通訳の方々が到着されました。それより約二十五日間取調を受けまして、四月二十一日解放、同月二十六日に鹿児島島の枕崎に帰港したのであります。この事件につきまが、以下二、三質問を申上げますが、これに對してお答えを願ひたいと思ひます。

第一は、拿捕の理由でございますが、フイリピンのほうでは領海侵犯としております。その根拠をいたしましては、一八九八年十二月十日パリにて調印されました米西条約、即ちスペインといふ國が、フイリピン諸島として知られてゐる群島を、その上に住んでおる住民もろともアメリカ合衆國に二千万ドルの価格で売却をいたしました。いわゆる米西平和条約、その第三條に、同諸島の包含されておる範圍を明示するために引きまじり緯度並びに経度を以てフイリピン國の領海と公海との境界線であると主張いたしておることによつて、國際法によつてフイリピン沿岸より三哩以外に在る場合はこれを公海水域であるとする場合漁してはならない第三海洋丸とは、異なつた意見の対立を見ておるわけでありませう。これにつきましては、取調中にこの領海に関する問答では、フイリピンの係官は美にない言辭を弄せられておるようによつて報告を承つております。又このサンビセンテにおりました他の乗組員の方々の話でも、我々ならば拿捕はしないという言明もせられておるよつて聞いております。これは私たちの考えとして、不法行為に非ざらぬと私に信じます。

船の拿捕事件はほかに少くはないのでございませうが、問題は、平和条約調印を終えまして、在外事務所もすでに設置をされておりました。事実上國交が回復されたものとして、いろいろ國との間に、かかる事件が惹起されたところに問題があるものであります。特に沿岸並びに近海の資源が枯渇いたしました。どうしても将来海洋漁業に唯一の希望を置かざるを得ない日本漁業の現在から考へまして、公海水域の問題は実に重大な利害を我々に与へるものでございませう。更に取調への空気が考へまして、フイリピンでは、未だ平和条約に、例へば批准を与へていないといつたやうなことから、日本とは戦争状態にあるといふことを、まあそういう空気があるよつてございませう。又賠償問題も未解決だ、だから、こういう方面に悪い影響を与へないよつてといつたやうな空気が何かあつたよつて聞いております。が、そういうやうなことは別にいたしまして、日本漁業の発展のため、今まで政府がとられました、いわゆる民間で申しております、私は言いたくございませうが、民間で申しております、いよいよその都度外交では、そりやういふ外交でよい加減にこの問題を収められては堪らないのであります。外務御當局の御見解と、今後折衝されることではございませうが、その折衝上の基本的な態度を、はつきりと、この際お聞かせを頂きたいのであります。

第二は、抑留期間が約三十八日間でございませうが、この間、偶然に比島におります日本の商人が聞きつけて、見舞にわざわざ来られました。写真撮影等をいたしました。これを船主に送つて来られ、非常に親切なかたもおります。ところが、ところがこの長期間中、マニラの在外事務所より唯一人一回も訪問がありません。又何の連絡もこれに

は与へられていないのであります。フイリピンのほうからはマニラよりすてに四名の調査団がサンビセンテに出張して取調をいたしておりました。その調査官が、実は面白いことに、四月二十一日サンビセンテにおきまして、調べるが済んで、この船の乗組員全体に對して、抑留中に与へた食糧費、その伝票に署名をさせながら、こう言つておる。これまで日本側は何の連絡もないので、我々は非常に困つておる。仕方がないから君たちに食させた食糧費については飛行機で東京へその代金を取りに行くのだ、こういうことを係官が言つておる。一体、在外事務所は何のために設置されておるのか。こういうことでは私たちは非常に大きな疑問が出て来るわけでありませう。こういう事件に對しまして出先機關の持つておられる権限の範圍又責任の限界等につきまして、私は外務大臣よりもはつきりと明確にお話を承りたいと思ひます。又マニラ事務所と本省との間にございまして、この事件に関するこれまでの連絡状況、打合せ等につきまして、詳細に御報告を頂きたい。こういう問題につきましては、水産庁の長官からもでき得るならば絶佳的なお話を伺いたいと思ひます。

お尋ねいたしました第三は、損害賠償の請求についてでございます。第一は、乗組員五十七名中に、銃床又は鉄拳を以て殴打された者、そのために相當の負傷をした者が三十名おります。重傷者は六名、現在まだ病院で治療中が二名ございませう。これは明らかに行方不明でございます。流離者は大申しました天測時計とか釣具等若干のものに過ぎませう。第三には、鹿児島市大隈町七十二番地北元水産工業株式會社取締役社長北元康の名義を以ちまして、この拿捕事件について受けた

は手えられていないのであります。フイリピンは、平和問題は、平和条約調印を終えまして、在外事務所もすでに設置をされておりました。事実上國交が回復されたものとして、いろいろ國との間に、かかる事件が惹起されたところに問題があるものであります。特に沿岸並びに近海の資源が枯渇いたしました。どうしても将来海洋漁業に唯一の希望を置かざるを得ない日本漁業の現在から考へまして、公海水域の問題は実に重大な利害を我々に与へるものでございませう。更に取調への空気が考へまして、フイリピンでは、未だ平和条約に、例へば批准を与へていないといつたやうなことから、日本とは戦争状態にあるといふことを、まあそういう空気があるよつてございませう。又賠償問題も未解決だ、だから、こういう方面に悪い影響を与へないよつてといつたやうな空気が何かあつたよつて聞いております。が、そういうやうなことは別にいたしまして、日本漁業の発展のため、今まで政府がとられました、いわゆる民間で申しております、私は言いたくございませうが、民間で申しております、いよいよその都度外交では、そりやういふ外交でよい加減にこの問題を収められては堪らないのであります。外務御當局の御見解と、今後折衝されることではございませうが、その折衝上の基本的な態度を、はつきりと、この際お聞かせを頂きたいのであります。

第二は、抑留期間が約三十八日間でございませうが、この間、偶然に比島におります日本の商人が聞きつけて、見舞にわざわざ来られました。写真撮影等をいたしました。これを船主に送つて来られ、非常に親切なかたもおります。ところが、ところがこの長期間中、マニラの在外事務所より唯一人一回も訪問がありません。又何の連絡もこれに

は手えられていないのであります。フイリピンは、平和問題は、平和条約調印を終えまして、在外事務所もすでに設置をされておりました。事実上國交が回復されたものとして、いろいろ國との間に、かかる事件が惹起されたところに問題があるものであります。特に沿岸並びに近海の資源が枯渇いたしました。どうしても将来海洋漁業に唯一の希望を置かざるを得ない日本漁業の現在から考へまして、公海水域の問題は実に重大な利害を我々に与へるものでございませう。更に取調への空気が考へまして、フイリピンでは、未だ平和条約に、例へば批准を与へていないといつたやうなことから、日本とは戦争状態にあるといふことを、まあそういう空気があるよつてございませう。又賠償問題も未解決だ、だから、こういう方面に悪い影響を与へないよつてといつたやうな空気が何かあつたよつて聞いております。が、そういうやうなことは別にいたしまして、日本漁業の発展のため、今まで政府がとられました、いわゆる民間で申しております、私は言いたくございませうが、民間で申しております、いよいよその都度外交では、そりやういふ外交でよい加減にこの問題を収められては堪らないのであります。外務御當局の御見解と、今後折衝されることではございませうが、その折衝上の基本的な態度を、はつきりと、この際お聞かせを頂きたいのであります。

昭和二十八年五月二十九日 参議院會議録第七号 日米通商航海条約並びに対比賠償に関する緊急質問

損害、即ち出漁資金といまして、燃料その他代りあらゆるものを入れまして百二十九万八千二百三十三円、第二は不稼働による損害八百五十万、第三は捕留中による諸経費が通商その他につきまして五十七万七千四百九十五円、船体損傷費二十万、船員及び船主慰謝料が百六十四万、合計いたしまして千二百四十四万五千六百八十八円という損害賠償の請求がなされております。この責任を以て善処されることございまして、比国と交渉上つきましてどういう御決意を以て現在なされておるか、又今後この問題の解決に努力されるか、この点もお聞かせ頂きたいと思ひます。

最後に、時間がかかつて恐れ入りますが、日本国と国交の回復した諸国及び実際上国交回復したものと考へられておる外に、友好親善のうちに、文化の交流を進めて行きますことは、平和憲法を信じて我々としては当然の責務であると信じております。かかる不幸な事件が引き起されたことは誠に遺憾とするところであり、この責任を以て、曾ての軍閥時代のごとく武力による威嚇外交や銃剣に守られた侵略的行動というようなものではなくて、平和のうちに、良識と理解と正義に立脚して解決を図らなければならぬと思ひます。而してこの平和的な解決に当りましては、飽くまで不合法は不法とし、正当は正当として主張してまいりたいのであります。これこそ道義日本を確立するものであります。諸国の信頼をもち得るゆえに、若し事の真実が立脚せずして、徒らに西國將來の親善の名にのみ隠れまして、又未解決の賠償問題の掛引の具に

供せられまして、本件が關のうちに取扱われるようなことになりましては、實に我々といたしに遺憾千萬だと存する次第でございます。これは日本漁業將來の発展のためにも非常に憂慮すべき問題であると私は考へます。本事件の機会を借りまして、政府が再び會での水兵事件のような失態を犯さないためにも、あらかじめ我々の善意をここに披瀝いたしまして、政府の責任ある御所見をお伺い申上げる次第でございます。

御親切な答弁を期待いたしまして降壇いたします。(拍手)
○國務大臣(岡崎勝男君) 答へをいたします。
この事件は私どもも承知しておりまして、只今いろいろ調査を続けておる最中であり、御質問の順序によりましてお答えをいたしますが、実はこの船の位置については彼等の間に意見の相違があるのであります。更に領海の範圍という問題につきましては、これは世界中を探索するといろいろの所である、主張が行われておりました。日本は従来から三マイルという主張を続けておりましたが、他の国におきましてこれと異なる主張をいたして、意見の合わない部分もかなりあるものであります。併し日本としては、領海の範圍は三マイル、又それを公海自由の原則を固くとしておりました。この趣旨によりまして今後交渉を続けるつもりでございます。ただ、初めに申しました通り、事件はまだ調査中でありまして、極く最近に更に鹿野島原の水産部長の報告も受けることになつておるはずであります。

なお、現地での在外事務所との権限とか責任とか申しますものは、これはこの規則でござりまするが、当然こういふ場合には十分なる保護を与え、又十分これら國民の困つておる点を救わなければならぬ建前になつております。で、若し現地の在外事務所の連絡が不十分であつたとすれば甚だこれは残念であります。決してこれは政府の本意ではないのであります。今後とも十分に注意をするつもりでございます。

更に、この事件に基きますいろいろな損害につきましては、船主側の要求は出ておるようであり、併し併しこれが全部が全部の通りと言ひ得るかどうかは、これは鹿野島原の水産部長その他の人々の資料も検討しなければならぬと思つておりました。併し調査の結果こちらの考へがましますれば、こういう問題をあいまいにしておくことは、却つて長い目から見て進するゆゑではないのであります。お話をうまいに平和的に解決することは無論であり、併し併し、不法なことは不法とはつきり申して、その間に十分相手方の反省を求め、事件の解決を図りたいと思つておりました。(拍手)
○國務大臣(内田信也君) 答へをいたします。
○國務大臣(西田信也君) 私も只今岡崎外務大臣よりお答え申した範圍内のほか存じておりません。特に米西条約で以てスペインとアメリカとの間に平和条約を結んで、二十度なら二十度からこつちの方はアメリカへ譲つた、こういうふうな書いてありますけれども、その領海、その海の中の土地を譲つたんであつて、公海を譲つたんではないと考へておるのであります。研究してみなければわかりませんが、併し併し、ただ二十度よりこつちにおつたというだけのフリーピン側のお申には承服しておらない一人でございます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。
○國務大臣(河井彌八君) 佐多君の質問に答へを申し上げます。

占領中に一方的に取得した権益であるところの在日アメリカ銀行の預金信託業務をそのまま認めております。それだけでなく、貸付業務を無制限に許す点において全く不当であると思うのであります。日本政府はなぜかか屈辱的な条約を結ばなければならなかつたのか。その理由、経緯を岡崎外務大臣から詳しく承わりたいのであります。この条項のために、豊富にして低利なドル資金が我が国の金融や産業を隳滅せしめる危険性が多いと思うのであります。小笠原大蔵大臣はこの点をどう考えられますか。その防止策をどう立てられるのかをお答え願いたいのであります。

質問の第二は、去る四月十五日にアメリカ國務省のスポークスマン・マクダーモット氏によつてなされた対日特需二カ年間保証に關する声明についてでございます。この國務省の声明によりますと、我が国におけるアメリカの支出総額は激減することはない、少くとも今後二カ年間は比較的高い水準を維持する、若し日本経済に重大な事態が生ずるならば、アメリカ政府当局は日本援助の方策を日本代表と協議することとなる等と云つております。この声明は、その内容もさることながら、先ず問題になるのは、これが總選挙の最中に発表されたことに重大な政治的な意義を認めざるを得ないのであります。これは、あの当時、朝鮮休戦の進展、兩陣營の対立の緩和、平和風潮の急速な展開に伴ひまして、いわゆる平和恐慌におのきなながら、国民大衆が吉田政府に対する不信をいやが上にも高めつたつたそのときに発表されたのであります。私は、あの声明の意圖までを詮索しようとはいたしません。併し、少くともその結果においては總選挙を吉田政府に有利に導いたことは疑いを容れないところであります。

又あの声明は、當時は、アメリカが対日特需二カ年間保証を保證したものと報せられました。上村前公使もその帰朝談において、アメリカの國務省が今後二カ年間の日本向け特需を保證する旨を聲明したと述べておられます。又吉田総理は当時談話を発表されましたが、その談話の中で、あの聲明はアメリカが特需を引続き相当高い水準に維持する方針を示したもので、然るに明確に斷言しておられました。然るに五月二十三日に來朝されましたアリンソン・アメリカ大使は、その着任の談話において、対日特需は二カ年間ぐらいは続くだろうという意味で言つたもので、約束というものではないと述べられたのであります。一体あの聲明は、単なる見通しなのか、又は方針であるのか、或いは保証であり約束であるのか、吉田総理はどう受取つておられるかを明確にお答え願ひたい。(拍手)

あの聲明が若し単なる見通しに過ぎないというのであるならば、あの重大な時期に日本国民を惑わす極端に不都合な聲明と言わざるを得ません。(その通り「吉田出て来い」と呼ぶ者あり、拍手)若しアメリカ政府の方針であり

保証であるならば、日本政府も又その相談にあずかつて、その内容を詳しく知悉しているはずであります。その大綱を岡崎外務大臣から詳しく御説明を願ひたい。

質問の第三はM.S.A.の援助についてであります。ドレス・アメリカ國務長官は、五月五日の上下兩院の合同外交委員会で、一九五四年度の相互安全保障計画には、日本の国内治安維持と国土防衛のための武器を賄ふ資金が含まれていてと証言をいたしております。又スタブセン相互安全保障本部長官も、その委員会の秘密會議の席上で、日本への軍事援助の必要を説き、その資金として一億五千万ドルの数字を挙げたと伝えられます。アメリカの責任ある当局によつてこのように明言をされておる以上、日本側もこの問題について一応の話し合ひはしたかと思つておりますが、その話し合ひはどうか、吉田総理大臣、岡崎外務大臣から詳しく御説明を願ひたい。

外交を民主的に運営しようとするならば、条約や協定が成立する以前に、少くともその大綱方針については、事前この国会において十分に審議をすべきものだと思つておられますが、先ず岡崎外務大臣の詳しい御報告を要求をいたします。

ドレス・スタブセンの言う対日援助は、明らかにM.S.A.に當る軍事援助にほかならぬと思つておりますが、吉田総理大臣は、この援助を必要と思つていられるのかどうか。すでに援助の要請をされたのかどうか。アメリカはこの予算を六月中には決定をしなければならぬ、それには少くとも日本からの要請が必要であると言われておられますが、吉田総理は、まだ何も話聞いていないとよく逃げられるのであります。それは聞いたと呼ぶ者あり。

前駐米公使上村氏はその帰國談で、七月頃までには相互安全保障法の修正が多分実現するだろうが、そうなれば日本はM.S.A.援助を受ける國として明記されるから、あとは日米相互援助協定を結ぶだけだと語つておられます。又奥村外務次官は、二十五日の記者会見で、大勢として日本政府がM.S.A.援助を受けることになつてゐるのは確実であると言明をいたしたと伝えられております。吉田総理大臣は、このアメリカの軍事援助を受ける決意をすでに固められたのかどうか。外務次官を初め外務官僚首脳者がその明言をしていると言つていと思つております。それが、どうである以上、吉田総理や岡崎外務大臣の意を受けてやつてゐると思つておるのか。すでに決意をされておる、すでにアメリカと相談をしていながら、国会に若し報告をしないとするならば、外交における民主主義を破壊をし、民主憲法に背くものであります。若しアメリカの軍事援助を必至として、これを受ける決意をし準備をすつとあるとするならば、日本の非武装主義を破壊をし、平和憲法に背くものであります。そのいずれであるかを明確にされんことを吉田総理大臣と岡崎外務大臣に強く要求をいたしました。私の緊急質問を終る次第であります。(拍手)

(國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手)
「嘘ついちや駄目だぞ」総理大臣 どうしたと呼ぶ者あり

○國務大臣(緒方竹虎君) 総理大臣が衆議院の予算委員会か、或いは參議院の予備審査の方に參つてゐると思つておりますので、私から一応の御答弁を申し上げます。

日米友好通商航海条約を非常に取急いで調印したのは怪しからんではないかという御質問のようであります。

昭和二十八年五月二十九日 參議院會議録第七号 日米通商航海条約並びに對比賠償に關する緊急質問

今副總理からも申されましたように、ずつと交渉を續けておつたのでありまして、調印がたま／＼意見のまとまつたのが三月の中旬でありましたので、三月中旬頃に調印の予定であつたところが、解散になりましたから、更にその後の処置を研究した結果、従来の方針をそのまま維持して来ておるのであるから調印差支えなしという見解の下に調印いたしましたのであります。効力の発生は勿論国会の承認に待つものでありますから、私としては一向調印は差支えなし、こう考えております。

なお、このうちのアメリカ側の有する国内の蓄積田の使用については、外資を

がりましたが、政府としては、外資をできるだけ導入しようという方針の下に、外資が入つて来るのが容易になるような方策を考えておるのであります。そのために外国人の日本における株式の取得も認めようという方針をとつております。ただ、只今のところはまだ十分に資産再評価等もできておりませんので、今の状況で自由に株の取得を認めると、日本の経済に思わぬ影響が起ると考えますので、条約発効後三年間は現状通りに旧株の取得を制限することにいたしてあります。この三年の間に国内の資本蓄積を進め、又再評価も行なつて、株を取得されても困らないような状況に行くものと確信しております。

又銀行のお話がありました。外国銀行の活動は自然外資の導入や対外貿易の關係からも必要でありますから、この際、既得権を認めても實際上何ら支障がない、こう考えております。し、この点は国内の銀行家の意見も十分聴取した結果、かようにいたしましたのであります。

又アメリカの対日特權が二カ年間大體現状を維持するであらうということ

につきました。これは丁度選挙の前に朝鮮の休戦が進みまして、国内でもこの特權がどうなるかという点について非常な不安があつたと見られるのであります。これを考へて、アメリカ側において、その政府の見通しを言いますか、方針と言いますか、これを述べたものであります。別に日本政府に対してこれを保証したという性質のものではありません。たまたま併しこの程度の声明で日本の国内の政を動かさないと私は考へております。(脆弱でなければ問題はなし)と呼ぶ者あり)

又MSAの援助につきましては、これが軍事援助であるか軍事援助でないか、これはまだ実はアメリカ自体でも相互安全保障法が決定してないのではありません。提議されておるじやないかと呼ぶ者あり)こちらで議論するのは早いと私は思つております。又そう急ぐ必要もないと考へております。そうして只今いろいろの点は研究中であります。またアメリカ側と話をいたしておる段階ではありませぬ。併し政府のとるべき方針としては、憲法の規定の範囲内で行動することは勿論であります。(拍手)

○藤原道子君発言の許可を求め
藤原道子君 藤原道子君
藤原道子君 私はこの際、中共よりの引揚に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○田畑金光君 私は只今の藤原道子君の動議に賛成いたします。

○藤原道子君の発言の許可を求め
藤原道子君 藤原道子君
藤原道子君 藤原道子君の動議に御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

緊急質問

○藤原道子君の發言の許可を求め
藤原道子君の發言を請います。
(藤原道子君發言、拍手)
藤原道子君 私はこの際、中共からの帰國に關しまして、その後の経過並びに引揚後における保護の実情につきまして、政府に御質問申上げたいと存じます。

先ず第一に、中国及びソ連地区に未だ歸らざる同胞を多数残して終戦となりました。国内におきまして、その肉親はこれらの同胞の帰國を一日千秋の思いで待ち焦がれて参りました。あらゆる方法を以て政府にこれを要望し、或いは總理官邸に夜通しの提訴と相成つたこともあつたのでございます。けれども、政府の無能は何らなすことを得ず、結局、昨年中国の紅十字社の好意によりまして、これが民間団体の手によりまして、幾多の困難を突破いたしました。漸く中国からの帰國が実現されましたとき、国民全部の胸の中にはほの／＼とした喜びが湧き上つたのでございませぬ。(拍手)かくいたしまして、第三次までは、政府と或いは引揚者の中に、或いは民間団体の中に、幾多のごた／＼もございませぬけれども、第三次まではどうやらこれは遂行することができたわけでございませぬ。

ところが四月二十日と記憶いたしますが、中国へ帰國を要望する中国人をいつ歸してくるか、如何なる方法で歸してくれるかというこの質問に答へまして、その回答によつて第四次配給を用意するという質問が多つたのでございませぬ。爾來この方針が確立いたしましたために、すでに帰國を要望する同胞は基地に集結し、羽根あらば飛んで歸りたい思いで、その日を待ちかまえておられるのにもかかわらず、その方法がなされないので、今日まで延々日を送つて来ておるのでございませぬ。これに對しまして政府は如何なる

お考えを持ち、如何なる方法をとらうとしておいでになるか。私はこの点につきまして、中国の人々が今帰國を念願しております人は六百三十一名と聞いておりますが、併しこれが可能と相成りましたときには、急速に人員は激増して来るであらうと思つてございませぬ。

○藤原道子君、副議長席席
これら中国の人々は帰國可能であるという望みを持ちまして、私財を売却したり、或いは又退職をいたしました。ところが、その帰國の準備がなされなかつた。政府の態度がはつきりいたしませんために、その帰國が今日まで遅れました。今ではその生活に困窮し、生活保護法の適用を受けようといひました。けれども、外国人たるが故に、その手續が非常に遅れる等によりまして、今や人道問題さへ起つておるような実情でございませぬ。ところが中国人の帰國は如何なる方法で歸してくれるかという中国からの質問に對して、政府は、これが帰國に際しての安全保障を台湾政府に要請したといふことを聞いております。ところが台湾政府はこれに對しては、日本人以外の帰國船に對しては何ら關知するところではない、従つて事實上の安全保障はできないといふような回答を得たと聞いております。が、たとえ、その安全保障ができないといひましたとしても、途中でこれら船舶に對しましては爆撃や砲撃を受けるとは私には考へられないのでございませぬ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)併しなから、政府はこの危険がありとお考へになつてこのことを遷延されておるのでございませぬ。或いは、この台湾政府の答への中には、黙認といふようなことともあるやに考へられるのでございませぬ。それに対しては、その安全保障を求められている政府は、この帰國を好まないのではないかと、或いは何ら

かの方力にお氣兼ねをしておいでになるのではないかと、「その通り」と呼ぶ者あり)このように私には考へられてならないのでございませぬが、これに對してのお考へをお伺ひいたします。

更に又、政府は昨日の衆議院外務委員会におきまして、その答弁の中におきまして、滯日華僑の帰國について、台湾出身者を大陸に歸すには問題があると答へておられますが、昨年の四月二十八日、出入國管理令によりまして強制送還の場合には希望の地へ歸す、希望の地へ自由に歸すといふことを言明されているのでございませぬが、この矛盾は一体どのように解釈したらよろしいのでございませぬ。これは明らかに國際法上、差別をしていられると考へられるのでございませぬ。政府は台湾出身者と大陸出身者の國籍を差別してゐるようでございませぬが、國民政府は一九四五年十月二十五日に台湾出身者國籍回復法なるものを発し、國籍取得の自由を認めておるのでございませぬ。又一九四九年十月一日に、國民政府成立と同時に台湾より大陸に約半数の者が歸つていると聞いております。政府は何の必要があつて、その本國におきまして、國民政府におきましてこのような國籍上の自由を規定してゐるにもかかわらず、日本政府が殊更に國籍上の差別をしようといひました。この観点はどこに置かれておるのでございませぬ。この点を是非聞きた

い。中国人であるならば、台湾出身者でありましょうと大陸出身者でありましょうと、同じ中国の人々であることは理解いたすのでございませぬ。かくいたしまして、私も永い間待ちかまえておりました同胞が、今、好意によりまして、その集結地におきましては、その帰還に對しまして幾多の便宜が与えられておる。歸つて来た人も、そのことは外務大臣にも十分御報

告があつたと思うのでございます。ところが、帰りたい中国の人々を私たちがお帰しなさいという事になりましただらば、これは国際法上の問題でもございませう。同時に私たちの道徳上の責任を私たちが痛感しなければならぬ、かように考へるのでございませう。殊に帰ろうとする人が日夜その日を待たず、離散をせし、準備を整えてゐる。而も生活に喘いでゐる。生活保護法の保護を受けることはできない。こういうことになりませうならば、日本政府といたしまして、対外的なその影響を如何にお考へになつておいでになるのでございませうか。私は速やかに決断をお持ち頂きます。一日も早く中国の人々の速やかなる帰國の実現されることを望みますのでございませう。

又この際、ソ連地区からの引揚でございませうが、最近新聞紙上におきまして、その引揚の見通しが明るくなつたやに散見したのでございませうが、これらにつきまして政府はどのような報道に接しておられるか。又その帰國に對しましてどのような手段方法等をおとりになつておいでになるかといふことも、私はお伺ひたいのでございませう。更に又、厚生大臣にお伺ひたいことは、長い間あがれおりました愛する祖国へ帰つた人々の、その援護の措置がどのようにとられておるか。住宅の問題、教育の問題或いは又医療の問題、職業の問題等々につきまして、詳しくこの際お伺ひをいたしたいと思ひます。

時間はまだございませうが、答弁によりまして再質問をいたしたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(岡崎勝男君) 答へをいたします。

い悪いは別として、國民政府は中國本土の海岸を封鎖してゐるという宣言をいたしてゐるのであります。(悪いはずがないよと呼ぶ者あり)これは事實でありませう。従ひまして、引揚船に對する妨害がないよう、國民政府に對しあらかじめこの航行の安全を保障することを求めたのであります。そのときに國民政府側はノー・パッセンジャー、ノー・カーゴといふ条件を付けて来たのであります。従つて引揚船は、単に中共地区におる日本の國民を引揚げるという人道的な目的にだけ使つてゐるという保障をくれたのであります。従つて今度の、國內にある中國人に向うに歸すということに基だしい異議があるのでございませう。政府としては、國內にある中國人が外へ出たいという場合に、これをとめる理由は一つもないのであります。むしろ國內の人口も非常に多い現状でありますから、歸つてもらへることは、政府としては都合がいゝくらしいに思つておるのであります。従つてできるだけ歸國を促進したいと思つておられますが、併し國民政府の態度はなかなか強硬でありまして、危険がないと、こうおつしやいませうが、必ずしも危険がないと私は断言はできません。考へておるのであります。(どうして、そこをばつさり言え)と呼ぶ者あり)そこで、更にその危険問題は別として、(いや、そこが大事なんだ)と呼ぶ者あり)國民政府の反対を強行して出すという事は、將來の日本と國民政府との間の親善關係にも影響を及ぼすことであるから、できるだけ國民政府側の納得を得て引揚を行ひ、その引揚船にこれを利用して、いろいろ考へておるのであります。

なお、台灣出身者につきましても、政府としては別段これが出て行くことは異議はないのであります。國民政府は如何なる理由か、甚だ強くこれに反対はいたしてゐます。(アメリカがだ)と呼ぶ者あり)従ひまして、台灣出身者をこれに入れるといふことにならなかつて、なか／＼むすかしいのじやないかと考へておられます。併し、できるだけ了解を得て、場合によつたら、いゝゆる察認をしてくれるならばそれで結構だと思つて、できるだけ只今努力をしておるところでありまして、重ねて申します。政府として決してこれは邪魔をする理由は一つもないのでありますから、(熱意がない)と呼ぶ者あり)できるだけ出てもらつたほうが都合がいゝのであります。その意味で我々は努力をしておりませう。

それからソ連地区の引揚の問題につきましましては、一般の引揚以外に、手紙等でおつしやいゝことがあつて来ておられるのは事實であります。また具体化はいたしておりませう。そこで、これも間接の方法であります。いろいろ今確かめる措置をとつておられます。勿論これが実現する場合は、従来通り船を出して引揚を促進することは当然のことでありませう。(拍手)

○國務大臣(山縣勝見君) 答へを申上げます。

中共地区から帰還された方々の援護の問題であります。この問題に對しては、かねて本議場におきましても大略申上げたことがございませう。その後重復を避けたらと思ひますが、その後申上げたと思ひます。今度の引揚といふ事は、帰還については、殊に目立ちます。子供が非

常に多いといふこと、なお又女子が非常に多いといふこと、これは世帯持ちが多いといふことでありませう。従つて、これらの人に対する援護の途も、おのずから従来以上に手厚くいたしたといふ方針で参りました。これは御承知の通りであります。また、御承知のとおり、従来と異なつた点を申し上げます。これも御承知の通り、殊に医療につきましましては、従来は甚だ遺憾でございませうが、余り特別のことをいたして参りましたが、今回は例へば舞鶴に寄せておりました。二十五日間は庫負担を減免をいたしてあります。なお又汽車に乗つて郷里に歸られたのちについても、できるだけのことを行いました。一応國庫負担は二十五日、今回初めてございませう。なお又病人の方たは、駐留軍に折衝いたしまして、病院車輿台車を特設いたしたといふこと、或いは更生資金を二億円の予算の範囲で、低利で、従来考へられておりましたのは三万円くらいを考へておりましたが、その後いろいろお困りであらうと思つて、五万円まで引上げて出しております。なお又、今回何でもないようでありませうけれども、大事なことは、従来、持参金といふものが、持つて歸れるお金、香港ドルはなか／＼替へられませうが、今回は二万ドルくらいは即座に兌換をいたす、それを超過して相当ドルを持つて来られた方もございませうが、これに對しては香港政府と連絡をとつて、今現在兌換の手続をいたしてあります。なお職業の問題につきましては、これは非常に大事でありますから、たび／＼申しております通り、今回は特にこの点には重点を置いて、殊にこれは労働省で所管をいたしてありますが、現地に係官が行くなり、又職業安定所に特別の通牒を出して、地方においては少くとも所長或いは次長がその御に當る。なお又従来優先といふことはござ

いませうでしたが、今回は優先的に斡旋をいたす。或いは又経済団体連合会その他の経済団体に、特に各商社等に對しては通知を出してあります。そういうふうなことをいたして、現在申請がなされたものは、これは五月の二十日現在でありませうが、二千八百五十人のおうち大体三分の一が就職をいたしてあります。その他千八百人を今斡旋中でありませう。なお又その他には、自分で復職いたしました者とか、殊に國鉄等につきましては、できるだけ復職或いは就職を強力に今実施をいたしてあります。それにいたしまして、全体がなか／＼困難であります。殊に中央の歸還者に対してはいろいろ努力を払つてあります。なお又住宅の問題であります。これは本予算が御承知の通り流れましたが、中央地区からの歸還者に対する援護費に關する限りは、皆様の御了承を得て、いづれ予算の審議を願ふことでありませう。四月、五月、六月の暫定予算で、大体一年間の分を暫定予算でお願いいたしてあります。従つて住宅の問題は、昭和二十七年度は四百三十七戸、これは現在みな建つております。六月までで三千戸の予算をお願いいたしてあります。大体そのうち三分の一、それと昭和二十七年年度の予定のものは大体建ちつてあります。殆んど建つていゝと思ひます。それから各都道府県には、東京は九カ所、北海道は二カ所でありませうが、その他の府県には一カ所の一時收容所を持つてあります。そのようにいたしまして、できるだけだけの努力をいたしておるような次第であります。今後でもできるだけの善処をいたしたいと思ひます。

(藤原道子君発言の許可を求む)

○藤原道子君 再質問をしたいと思います。

○藤原道子君 再質問をいたします。

○副議長(重宗雄三君) 藤原君、何で再質問を願ひます。

昭和二十八年五月二十九日 參議院會議録第七号 中共よりの引揚に關する緊急質問

〔小酒井義男君發言、拍手〕
 ○小酒井義男君 只今議題となりまし
 た恩給法の特例に関する件は、恩給法の特例に関する法律の一部を改正する法律案の内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ずこの法律案の内容を御説明いたします。この法律案は、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件、これはポツダム勅令であり、その有効期限を昭和二十八年七月三十一日まで延長しようとするものであります。この恩給法の特例に関する件は、昭和二十一年十一月二十四日、連合軍最高司令官から日本政府に送られた覚書に基きまして、旧軍人軍属及びその遺族等の恩給を廃止又は制限するため制定されたものであります。これらの廃止又は制限された旧軍人軍属及びその遺族等の恩給の平和条約の効力発生後における措置につきましては、去る第十三回国会において成立した昭和二十七年法律第二百五号恩給法の特例に関する件は、総理府の附屬機関として設置された恩給法特例審議会の審議調査の結果を指して措置されることになり、その結論の諮問されるまで、間、即ち本年三月三十一日まで、恩給法の特例に関する件は従来通り法律として効力を有するものとして存続せしめられることとなつたのでございませぬ。恩給法特例審議会は、昨年十一月二十二日、政府に対し、旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する重要な事項に關し政府に建議し、政府は右建議の趣旨に基きまして、旧軍人軍属及びその遺族の恩給の善後措置を講ずるため、これに關する法律案及び予算案を前国会に提出いたしましたのであります。衆議院が解散になりましたため、審議未了に終りましたので、先の參議院緊急集會において、恩給法の特例に關する件の措置に關する法律はその一部が改正されまして、恩給法の特例に關する件の有効期限は取りあへず本年五月三十一日まで延期され、その關係法律は昨日衆議院の同意を得るに至つたのであります。然るに政府に於いては近くこれらの恩給の善後措置に

關する法律案及びこれに要する予算案を今国会に提出する予定とのことであり、善後措置に關し何分の審議を経る間だけ、即ち本年七月三十一日まで恩給法の特例に關する件の効力を延長するため、恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案第二條を改正せんとするのが本法律案の内容であります。

内閣委員会は委員会を二回開きまして、本法律案の審議に當つたのであります。政府委員との質疑応答に對して明らかになつた重要な一点を次に御報告いたします。松原委員より、次に旧軍人軍属及びその遺族の恩給の支給に關しては、政府は今国会に恩給法の一部を改正する法律案を提出する予定のことであるが、これらの恩給はいつてか、支給の見込がどうかとの質問に對し、福永内閣官房長官より、政府は成るべく本年四月に遡つて支給するよう取計りたい旨の答弁がございました。

次に厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案につき、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。先ずこの法律案の内容を御説明いたします。この法律案は、厚生省の外局である引揚援護庁の機構を明年三月三十一日まで現機構のまま存置いたそうとするものであります。引揚援護庁は、海外からの引揚同胞に對する援護、未帰還者の調査、未帰還者留守家族の援護、戦傷病者戦没者遺族の援護等を所掌いたしておるのであります。同庁は、昭和二十七年法律第二百七十三号、厚生省設置法の一部を改正する法律の規定によつて、本年四月一日から厚生省の内局に縮小改編されることになつていたのであります。然るに國民が多年に亘つて待望いたしておりました中共地域からの引揚が開始されることとなり、開始されたので、歸還者の受入援護の万全を期するためには従来の機構をそのまま存続する必要があると認め、取りあへず本年五月三十日まで二カ月間の応急措置のため關係法律案が過数の參議院の緊急集會に政府から提案せられ、その議決を以て、次いで、その關係法律は昨日衆議院の同意を得る中となつたのであります。併しながら中共地域からの引揚は現に進捗中であり、特に今次の引揚につきましては、未帰還者の援護並びに未帰還者の消息調査等に對して特段の配慮を消し、円滑の確に業務を取り進める必要があり、この法律案は、このような事情によりまして、引揚援護庁の現行の機構を本年度末まで存置し、重要な引揚問題の処理に万遺憾なきを期するため、厚生省設置法、国家行政組織法及び行政機關職員定員法の各一部を改正せんとするものであります。

内閣委員会は、委員会を二回開きまして本法律案の審議に當つたのであります。その審議に當り、野本委員より、本法律案に關して、中共地域からの引揚の現状に對して、中共地区の留守家族等關係者多数が關心を持つておる大きな問題であり、これに對する政府委員の答弁の要旨を次に御報告いたします。

先ず、中共地区からの引揚は本年三月から開始され、中共政府は約三万人の中共在留邦人のうち帰還希望者は全部歸還せしめるとの意向であつて、そのうち現在約一萬五千人がすでに歸還して居る。なお、これと關連して、我が國に在留する中国人の中共への集團的歸還の問題が目下懸案中であつて、この問題は近く解決するものと考へる。中共在留邦人の第四次歸還の配給、その配給の期日なども又近く解決すると思ふ。歸還者に對する政府の手による援護は、従来の歸還者に比し厚く行方方針であつて、例へば歸還手当のごときは、歸還者に對し一律に一萬五千円を支給し、又病者に對する治療のごときは、従来は十日間であつたのを二十五日間に延長することとし、歸還者の歸還後最も問題となる点は就職と住宅との二点であるが、就職希望者の現在の就職率は三割以上である。政府は今後、歸還者のために住宅三千五百戸を建てたい方針である。以上が中共地区からの引揚問題の現状に關する政府委員の説明であります。

次いで、質疑応答を終り、討論を省略して、本法律案に對つて採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。これを以て委員長報告を終ります。

〔拍手〕

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部の問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

○副議長(重宗雄三君) 日程第四、少年院法の一部を改正する法律案、日程第五、外国人登録法の一部を改正する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。法務委員長郡祐一君。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

少年院法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付

昭和二十八年五月二十七日
 衆議院議長 堤 康次郎
 參議院議長 河井彌八郎

少年院法の一部を改正する法律案
 少年院法の一部を改正する法律案
 少年院法(昭和二十三年法律第百

六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項及び第二項中「昭和二十八年五月三十一日」を昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附則
 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

外国人登録法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付

昭和二十八年五月二十七日
 衆議院議長 堤 康次郎
 參議院議長 河井彌八郎

外国人登録法の一部を改正する法律案 外国人登録法の一部を改正する法律案 附則 此の法律は、公布の日から施行する。

〔郡祐一君發言、拍手〕

○郡祐一君 只今上程の少年院法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ずこの法律案の内容につき簡単に御説明いたします。少年院法は、家庭裁判所によつて保護処分を受けた少年を收容する少年院及び保護少年の資質を鑑別する少年鑑別所について規定する法律であります。この少年院のうち、特に犯罪の傾向の進んだおむね十六歳以上二十三歳未満の者を收容する特別少年院について、その收容能力が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十八年三月三十一日

昭和二十八年五月二十九日 參議院會議録第七号 少年院法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十八年五月二十九日 参議院會議録第七号 少年院法の一部を改正する法律案外一件

までの間に限り、少年刑務所の特に区別した場所をこれに充てることができ...

外国人登録法によりまして、外国人が登録証明書の交付等を申請するとき...

○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めました。よつて本案は可決せられました。

議 員 高野 謙三君 佐藤 尚武君 小林 政次君 小川 武治君...

赤木 正雄君 山川 良一君 重盛 壽治君 森 八三三君 村上 義一君...

明治三十五年第三種郵便物認可 三月三十一日

定価 一部 十五円 発行所 東京郵政区市本村町一五